＜みん・みん会員だより＞　NO. 42（2025. 7．2）

森は水の源（みなもと）　水は命（いのち）の源　川は命のつながり

上流は下流を思い、下流は上流に感謝する木曽川・飛騨川・愛知用水の交流を

1992 年６月に国連の環境サミットがブラジルのリオ・デ・ジャネイロで 116 カ国の大統領や首相、176 カ国の政府代表者、2,400 人のＮＧＯ代表らが参加して開催されました。「かけがえのない地球」・地球の明日のために、気候変動条約と生物多様性条約が締結されました。その後、２つの締約国会議（ＣＯＰ）として、開催されてきています。生物多様性条約締約国会議・ＣＯＰ16 は昨年 10 月 21 日～11 月 1 日にコロンビアのカリで開かれました。また、気候変動条約第 29 回締約国会議・ＣＯＰ29 は、昨年 11 月 11 日から 24 日までアゼルバイジャンの首都バグーで開催されました。この会議に参加しているＮＧＯ団体から、今回も脱炭素の取り組み状況に対して５回連続の「化石賞」が日本に贈られました。

今日の地球は、暴力に満ち溢れた「カオス」、「未来」は権力者たちによって、混迷を深めています。

日本では、全国の 10 代から 20 代の若者 16 人が、二酸化炭素の削減を求めて、電力会社 10 社の火力発電の停止・撤廃を求めた裁判を名古屋地裁に起こしました。５月 22 日には名古屋地裁で「若者気候訴訟」第３回公判が開かれました。公判は午後２時からですが、100 人の傍聴券を求めて、１時ごろから地裁前に約 200 人が並びました。並んでいる人びとの多くは、若者です。隣合わせに並んだ 20 代の若者とやり取りしました。「どこから来たのですか」「兵庫県の丹波です」「この訴訟の関心事はどこですか」「私たちのミライに関わることですから」…、話のやり取りは、弾んでいきました。

みん・みん会会員であり、山スキーの市民団体メンバーでもある経塚茂さんに、この公判内容の文章を寄せていただきました。（事務局　かわさき）

明日を生きるための若者訴訟

～気候変動は人権侵害　CO２の削減をもとめる～

温暖化の影響で、近年、「線状降水帯」や大型台風が多数発生し、甚大な被害をもたらしています。今年の２月には、岩手県大船渡市などで山火事が発生し、大規模な被害が出ました。これらは、CO2 の大量排出による現象で、自然災害でなく「人災」です。アウトドアコミュニティである POW（Protect Our Winters）との関わりでは、気候変動の影響で降雪量は年々減少し、スノースポーツを楽しむ期間が短くなっています。2050 年まで CO2 排出をゼロにする努力をせずに、このまま CO2 を排出し続ければスポーツを楽しむ権利が奪われ、人命が失われる危険が想定されます。まさに人権侵害です。

昨年 10 月 24 日に名古屋市や全国の 10 代～20 代の若者 16 人が名古屋地裁に、主な火力発電事業者 10 社に対して、CO2 排出量の削減を求める「明日を生きるための若者訴訟」を起こしました。

５月 22 日に第３回口頭弁論が行なわれ傍聴し、その後の報告会に参加してきました（**写真**）。

10 代～20 代の若者（原告）の主張は

◆危険な気候変動は重大かつ深刻な影響の帰結の予見可能性は、もはや法的争点ではない。◆この帰結の回避の可能性は、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）によって示されている。◆1.5 度の目標に整合しない排出行為は違法である。◆気候変動の原因となる CO2 を排出について、未然防止原則に照らして差止請求

権が発生する。◆民法 709 条制定の経緯から、差止請求は認められる。

民法 第 709 条： **故意**又は**過失**によって他人の権利又は**法律上保護される利益**を侵害した者は、これによって生じた**損害を賠償する責任**を負う。

電力会社等（被告）の主張は

◆ＩＰＣＣの第６次評価報告書は 1 学説であり、それが正しいとは限らない。◆1.5 度の目標に整合するロードマップは、2019 年度比で 2030 年に 28%削減、2040 年に 80%削減と決めたのは、政府であり、我々のあずかり知らないところである。◆「パリ協定」から離脱する動きが始まっており、今後どうなるかは不透明である。

原告から被告への要請：被告各社の 2030 年度及び 2040 年度までの C02 の目標削減量がわからないので、2019 年度の C02 排出量を提示してほしい。

裁判の行方：日本では公害訴訟のように、原告の過失によって生じた損害に対して損害賠償を求めて勝訴しましたが、今回の訴訟は将来において損害が発生する可能性に基づいての差し止めを求める訴訟。世界の勝訴の勢いに乗って、裁判官がどこまで踏み込んだ判決が出せるかが焦点です。

次回の「若者気候訴訟」第４回公判は、９月 17 日（水）午後２時 30 分から名古屋地裁で行なわれます。若い人びとが全国から傍聴に来ています。参加しませんか。（経塚）

中山道木曽路の『藪原祭り』 魅力いっぱい！

木曽川源流の里・木祖村で、７月 11、12 日に地元の老若男女が担って開催

毎年、中山道木曽路のトップを切って始まる祭りは、木曽川源流の里・木祖村の藪原宿で行われ

る藪原祭りです。藪原祭りの起源は定かではありませんが、一説によれば木祖村小木曽の「十王」の地より現在の藪原宿の現在地に遷座された時（今から約 500 年以上前）が始まりではないかと言われています。古老の話によると、昔、藪原宿に疫病が流行して一日に数人の人が死んでいったそうです。

これはただ事では無いと「きっと氏神様のお咎めに違いない」それには悪魔退散に獅子を出して町内のおはらいをし、神様にも町内にお出ましを願って、御守護を賜ろうではないか･･･ということが由来とされています。江戸時代の中期以降、藪原宿医家の勝沢深水が京都の祇園祭りを見て、これを伝え現在の藪原祭りのスタイルになったとされています。

この藪原祭りは行政や観光協会に頼ることなく、その全てを地元の老若男女がそれぞれの立場で役割を担っています。特に主役の若者は、町に繰り広げられる男獅子、女獅子、御神輿の各祭礼団体に属し、運行や神楽、獅子舞の技術を伝統的に封建的な社会の中でそれを引き継ぎ、また、この藪原祭りに参加したいがためにこの木曽の地に住んでいる若者が大勢います。

令和７年の藪原祭りは宵祭りが７月 11 日(金)、本祭りが７月 12 日（土）に開催されます。ぜひお出掛け下さい。

（木祖村観光協会専務理事・圃中登志彦）

飛騨川沿いにある七宗町「豆釜匠」（飛水食品）で美味しい「心太」を食べました！

今年も５月３日（月・祝）、「緑と清流の里」の岐阜県七宗町の飛騨国道 41 号沿いにある「豆釜匠」（飛水食品）に出かけ、オーナーの渡邉昇さんから名物の美味しい心太（ところてん）や出来立ての手作り

油揚げをいただきながら、人口減少・高齢化問題についてや「若い人へ心太づくり」を伝えた話などをお聞きし、『町村週報』コラムをめぐってやり取りしました。

五月晴れの下、恒例の赤池弁財天祭りで子どもたちの「ワッショイ」「ワッショイ」の声が響きわたる祭列を見ながら、この春、新町長になられた堀部さんはじめ、知り合いの方々と交流してきました。

◇　　◇　　◇

この間、全国町村会が毎週発行している「町村週報」のコラムを注目して読んでいます。今年の４月に掲載された「あらためて考える交流の意義」「『関係人口』活かした『適疎』のまちづくり」「地域に広場を創ろう」「３つの農村問題」や昨年の「全面的な崩壊を防ぐ強靭な小地域づくり」「ローカルコモンズを創り直す」など、町村のみならず都市部の地域においても“愛着と協働”で「ここで暮らしたい」として、まちづくりを取り組んでいく上で、示唆に富んでいると実感しています。（事務局　かわさき）

第 67 回なごや水フェスタ・木曽三川マルシェ開催

国土交通省、環境省、県や市町村自治体が「水道に関する理解と関心を深めるために」毎年６月１日～７日までを「水道週間」としています。名古屋市では、その期間の日曜日に千種区にある「鍋屋上野浄水場」で「なごや水フェスタ」を開催しています。今年度は６月１日に一般公開と施設見学、木曽三川流域自治体および関連団体によるマルシェが行なわれました。

前日までの雨が上がり、風は少しありましたが好天に恵まれ、参加者は約７千人。午前 10 時の開始と同時に木祖村のブース前には、新鮮野菜、山菜、特産の朴葉巻き、五平餅を求める参加者が列を作りました。

みん・みんの会は木祖村のブースの一角をお借りして、上下流交流の活動の紹介と味噌「みなもと」「木曽川流域図」エコバッグ、ポストカードの販売を行いました。

流域図に思わず足を止めて地図に見入る人、木祖村の位置を尋ねる人、小牧市の上水道と木曽川の関係を質問する人など、地図は今も魅力的な存在です。「去年買って美味しかったから」と味噌「みなもと」を買い求めてくださる方、熱心に上下流交流の活動の話に耳を傾けてくれる人、味噌づくりの話に思わずのめり込んでしまう人など、いろんな出会いの場でもありました。（事務局　近藤）

「ヒロシマ・ナガサキから８０年」

～戦後・被爆 80 年　あいち平和のつどい～

愛知県原水爆被災者の会（愛友会）では「戦後・被爆 80 年　あいち平和のつどい」を計画しています。

■日程…９月 27 日（土）

■場所…名古屋市公会堂（名古屋市鶴舞）　※一日、全館貸し切りです。

また、愛友会二世部会では以下の企画を準備中です。

80 周年二世部会主催講演会：

『被爆によるこころの被害とは--「被爆体験」を私たちはどう受け継ぐのか』

講演：野田正彰（元関西学院大学「広島・長崎講座」教授・精神科医）

核兵器が、人々が実際に生活する都市に投下された時どんな大きな被害をもたらすのか、それを被害

者の体験から明らかにしたのは被爆者自身でした。

日本被団協は 1984 年にそれまでのさまざまな調査や証言をもとに「原爆被害者の基本要求」を策定しました。その前文には、原爆がもたらしたものについて、次のように記されています。「原爆は、今にいたるまで、被爆者のからだ、くらし、こころにわたる被害を及ばし続けています。原爆は、人間として死ぬことも、人間らしく生きることをも許しません」

被爆後 80 年、生き残っている被爆者の平均年齢は 85 歳を超えています。被爆者の運動を引き継ぐことを決意した私たちは、原爆の被害の実相と、被爆者がその後の「生」、そして運動にこめた「思い」をあらためて知る必要があるのではないでしょうか。被爆による被害の深さと広さを知ること、とくにこれまであまり取り上げてこられなかった「こころ」の被害について知ることは、原爆が、そして何よりも戦争が持つ残虐性・反人間性を知ることに他なりません。そのためにも、日本軍による中国の四川省・重慶の爆撃から、米軍による日本の各都市に対する空襲、そして原爆投下までを連続して考えていこうと思います。(愛友会二世の会・杉戸孝)

◆ ９月２７日（土）午前１２時３０分～午後１時５５分

◆ 会場：名古屋市公会堂２階または３階の会議室（未定）

◆一人でも多くの方に参加していただくようオンラインでの配信を行います。

◆ 参加希望者はメール・電話・FAX でお申し込みください。

◆ 申込・問合先　愛知県原水爆被災者の会（愛友会）aiyuukai@piano.ocn.ne.jp

ＴＥＬ:０５２-３２５-７９０１　ＦＡＸ：０５２-３２５-７９０２

愛友会二世部会（大村・杉戸）ＴＥＬ：０９０-１６２６-２４６６　　０９０-１２８６-５６２３

＜お知らせ＞　　皆様、お出かけください。

☆第 51 回木曽音楽祭開催：８月 29 日（金)、30 日（土)、31 日（日）の３日間にわたって、木曽町の木曽文化公園ホールで行われます。問い合わせ先は木曽音楽祭実行委員会　電話 0264－21－1222

☆第 18 回木曽の手仕事市：９月 20 日（土)、21 日（日）に開催

☆今池まつり開催：９月 14 日（日)、15 日（月・祝）の２日間、名古屋市千種区今池一帯で繰り広げられます。

＜2025年度もご支援･ご協力をお願いします＞

みん・みんの会は、会員の皆さんの会費やカンパなどによって、みん・みんの会の活動は支えられています。昨今のみん・みんの会は、会員が高齢化などの諸事情で、減少してきています。また、郵送費、印刷関係費、事務用品、交通費などの値上げや物価高は、私たちの会の運営にも大きく影響してきています。2024 年６月１日から 2025 年５月末日の１年間に会費を納入していただいた個人、団体は 30 人余です。

このような時節に、心苦しいのですが、本年度の会費納入やカンパをお願いします。

木曽川上下流交流・連携を持続的に一層進めていきます。

皆様のご支援、ご協力をお願いします。(事務局　かわさき)

水源の里を守ろう　木曽川流域みん・みんの会

連絡先：〒464－0075　名古屋市千種区内山３－７－11　　携帯電話　090-4150-6156 (近藤)

ＦＡＸ　0574 - 64 - 4747　　mail：suigennosato@gmail.com